

令和4年度大野城市会計年度任用職員（専門職）募集要項

1 採用予定職種及び人数

職種	募集人数	勤務内容
特別支援学級介助員(パートタイム)	1名	小中学校の特別支援学級において、要介助児童の学校生活上や学習活動時及び教室移動時における介助、学校行事及び校外活動時における引率及び介助。

2 基本的な勤務条件

任用期間	任用開始日～令和5年3月31日まで ※任用開始日については、採用試験から1か月後を予定しています。
勤務日	週5日
勤務時間	午前8時半～午後4時半(週5日)
勤務場所	御笠の森小学校
給料・報酬	小学校:時給 988円～1,053円 ※支給日 翌月の15日
諸手当	期末手当、時間外勤務手当、通勤手当、退職手当 ※条例・規則の定める条件に当てはまる場合に支給されます。
休日	土・日曜日、祝日、学校休業日
休暇	任用期間に応じて年次有給休暇を付与(1年間に最大20日) ※事由によって、特別休暇等が付与される場合もあります。(忌引や夏季休暇など)
社会保険	健康保険、厚生年金保険、雇用保険の適用があります。 ※厚生年金保険法等の改正により、令和4年10月から短時間労働者・非常勤職員の被用者保険の適用拡大がおこなわれます。以下に該当する場合は、福岡県市町村職員共済組合に加入となります。 ・週労働時間20時間以上 ・月額賃金8.8万円以上 ・勤務期間2か月超 また、雇用の7月目から雇用保険は資格喪失し、退職手当組合に加入となります。
公務災害	市の非常勤職員の公務災害補償制度又は労働者災害補償保険のいずれかが適用されます。(連続する通算任期が1年を超えた場合は、地方公務員災害補償法に基づく制度が適用されます。)
服務	一般職の地方公務員として、守秘義務、職務専念義務などの服務上の規定が適用されます。

3 採用試験

応募受付期間	合格者が決定するまでの間、随時募集します。 ※毎週金曜日17時締切
実施時期	随時実施
試験会場	市役所内(受験票でご確認ください)

実施方法	面接
資格要件	保育士または介護職員初任者研修課程若しくは訪問介護員養成研修2級課程以上
受験資格	地方公務員法第16条の規定に基づき、以下に該当する人は受験できません。 ・禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人 ・大野城市職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない人 ・人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、第60条から第63条までに規定する罪を犯し、刑に処せられた人 ・日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した人
申込方法	大野城市会計年度任用職員採用試験申込書(市役所に応募案内と共に備え付け、またはホームページに掲載)に必要事項を記載し、応募要件の資格の資格証の写しを添付の上、提出先に郵送、または直接提出してください。 ※いったん受理した書類は、いかなる理由があっても返却しません。 ※申込書は2通あります。 申込書①には、必要事項を記載のうえ、写真票に顔写真の貼付、受験票は切り離し、郵便はがきの裏面に貼付し、返送用の宛名の記載と63円切手の貼付をしてください。 申込書②(申込用履歴書)には必要事項を記載のうえ、顔写真の貼付をしてください。
提出先	〒816-8510 大野城市曙町2丁目2番1号 大野城市教育委員会 教育支援課 ※郵送の場合、必ず封筒の表に「会計年度任用職員(特別支援学級介助員)申込」と朱書きし、封筒の裏には差出人の住所・氏名を記載してください。 ※持参の場合は、市役所5階教育支援課に直接持参してください。
提出期限	毎週金曜日 17時(必着) 持参の場合の受付は、平日8時30分から17時までです。
合格発表	採用試験の日に合格発表の日時をお知らせします。なお、1週間後までに最終に市ホームページに合格者の受験番号を掲載するとともに、合格者には郵送で通知します。 ※合否結果について、電話での問い合わせにはお答えできません。
試験結果開示	受験者本人に限り、合格発表の日から1週間開示の請求ができます。 希望する人は、市役所5階の教育支援課まで、受験票を持参して申し出てください。 ※開示結果のコピーが必要な方はコピー代として10円が必要です。

4 任用

合格後	採用試験の合格者は、令和5年3月31日までを登録期間とする会計年度任用職員候補者名簿(候補者名簿)に登録されます。
採用決定	採用試験では、採用人数に関わらず、その業務を行うにあたって合格水準にあると認められる人を全て合格者とするため、候補者名簿に登録されても、必ずしも全員

	<p>が採用されるとは限りません。</p> <p>採用者については、採用試験の成績やこれまでの勤務歴等から、業務への適性を考慮して決定します。</p>
条件付採用	<p>地方公務員法の規定に基づき、採用時はすべて条件付のものとし、採用後 1 カ月を良好な成績で勤務したときに会計年度任用職員として正式採用となります。</p>